

新製品の開発（第5報⁽¹⁾）

—製造物責任法と製品開発—

岩 村 淳 一

1. はじめに
2. 製造物責任法について
3. 製品開発
4. おわりに

keywords

製造物責任法, 開発危険, 科学・技術知識・水準, 開発危険・抗弁, 予見可能性

1. はじめに

製造物責任法は平成6年6月24日の公布閣議を経て、平成6年法律第85号として、平成6年7月1日に交付された。

本法の交付を受けて、平成6年8月、経済企画庁企画庁国民生活局消費者行政第一課、法務省民事局参事官室、厚生省大臣官房政策課、農林水産省食品流通局消費経済課、通商産業省産業政策局消費経済課、運輸省運輸政策局消費者行政課、建設省大臣官房政策課が執筆・編集し、製造物責任法の解説を公表した。その中で、本法の直接の目的として、製造物の欠陥により被害が生じた場

(1) 第4報：岩村淳一，近畿大学短大論集第26巻第2号 P. 21～39 (1994. 3).

合における「被害者の保護」を挙げ、さらにこれによって達成されることが期待される目的として「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを掲げている。

本稿では、本法と開発リスクとの関係を明らかにし、製品開発に於る危険管理について考察した。

2. 製造物責任法について

製造物責任法は第一条（目的）第二条（定義）、製造物の定義、欠陥の定義、製造業者等の定義、第三条（製造物責任）、製造物責任、損害賠償の範囲、第四条（免責事由）、開発危険の抗弁、部品・原材料製造業者の抗弁、第五条（期間の制限）、第六条（民法の適用）から構成されている。本講では、6省1庁による解説の要約を下記に示し、製品開発との関係について考察する。

2. 1 第一条（目的）

この法律は、製造物の欠陥により人の生命身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2. 1. 1 趣旨

本状は、本法の直接の目的として、製造物の欠陥により被害が生じた場合における「被害者の保護」をあげ、さらにこれによって達成されることが期待される目的として、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」を掲げている。

新製品の開発（第5報）

2. 2 第二条（定義）

この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産を言う。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という）。
- 二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認されるような氏名等の表示をした者
- 三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

2. 2. 1 製造物の定義（第1項）

2. 2. 1. 1 趣旨

製造物責任は、科学技術が進歩する中で、大量生産・大量消費される工業的製品について、消費者の安全性が、製品の製造業者に依存する度合いが高まってきたという背景のもと、製品関連事故についての損害賠償責任原則を「過失」から「欠陥」に転換するものである。このような背景、沿革を踏まえ、本法は、基本的に、人為的な操作や処理がなされ引き渡された動産を対象としたものである。

2. 2. 2 欠陥の定義（第2項）

2. 2. 2. 1 趣旨

本法における欠陥とは、広義の瑕疵（民法 570条の瑕疵担保責任における瑕疵）に含まれるが、安全性とかかわる損害を生じないような単なる品質の瑕疵が、本法の対象とはならない。

2. 2. 3 製造業者等の定義（第3項）

2. 2. 3. 1 趣旨

製造物責任は、現代社会における大量生産・大量消費という現象に伴う被害者の救済を目的としているものであり、また、信頼責任、危険責任、報償責任などが全体として過失責任から欠陥責任への転換の根拠とされていることを勘案すると、その責任主体の範囲については、業として製造、加工もしくは輸入した者又は製造物に一定の表示をした者を含めることが適当である。

2. 3 第三条（製造物責任）

製造業者などは、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

2. 3. 1 製造物責任

2. 3. 1. 1 趣旨

本条は、製造業者等が負う製造物責任の責任根拠規定であり、故意又は過失を責任要件とする不法行為（民法 709条）の特則として欠陥を責任要件とする損害賠償責任を規定したものである。

新製品の開発（第5報）

2. 3. 2 損害賠償の範囲

2. 3. 2. 1 趣旨

本法に基づく損害賠償請求権は損害の発生を当然に要件とするものであるが、その範囲については、基本的には不法行為責任で採用されている相当因果関係により判断される。ただし、いわゆる「拡大損害」が発生していない場合の製造物自体の損害は、本法の賠償責任の対象としていない。

2. 4 第四条（免責事由）

前条の場合において、製造業者等は次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。
- 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する支持に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

2. 4. 1 本条の趣旨

本条は、第3条に基づき製造業者等が製造物責任を負う場合に、当該製造業者が一定の事情を立証することによって、第3条に規定する賠償の責めを免ずる趣旨であり、民法その他の法律によって生じた損害賠償責任についてまで効力が及ぶものではない。

具体的には、いわゆる「開発危険の抗弁」及びいわゆる「部品・原材料製造業者の抗弁」の2つを規定している。

2. 4. 2 開発危険の抗弁（第1号）

2. 4. 2. 1 趣旨

開発危険とは、製品を流通に置いた時点における科学・技術知識の水準によっては、そこに内在する欠陥を発見することが不可能な危険をいう。このような開発危険についてまで製造業者等が責任を負うこととすると、研究・開発及び技術開発が阻害され、ひいては消費者の実質的な利益を損なうことになりかねないことから、当該欠陥が開発危険に相当することを製造業者等が立証したとき製造業者等を免責する開発危険の抗弁が必要である。また、開発危険を抗弁として明示することにより、高度な科学・技術知識に係る予見可能性に関する証明責任が製造業者等に帰することが明らかになり、審理の迅速化に資すると考えられる。

なお、諸外国においても多くの国で開発危険の抗弁が認められている。

2. 4. 3 部品・原材料製造業者の抗弁（第2号）

2. 4. 3. 1 趣旨

製造物責任が当該製造物の欠陥の存在に着目して損害賠償責任を認めるものである以上製品・原材料といえども、欠陥が存在した場合には、その製造業者は損害賠償責任を負うこととなる。

しかし、①その部品・原材料が組み込まれる他の製造物の製造業者が行う設計に関する指示に従わざるを得ず、それゆえに欠陥が生じるというケースがあり得ること、②指示に従った部品・原材料製造業者については、指示をした製造業者と同程度の欠陥の回避可能性、ひいては帰責性を問うことは適当ではなく、公平性を欠くものと考えられる。

このため、かかる部品・原材料製造業者については、その欠陥がこれらを組み込んだ他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示のみに起因するものであり、その欠陥の発生について過失がなかったことを証明したときは、政策

新製品の開発（第5報）

的観点から、その責任を免責することとしたものである。

2. 5 第五条（期間の制限）

第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務社を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

2. 5. 1 趣旨

本条は、法的安定性の確保の必要性等を勘案し、一定の期間の経過により、第3条に基づく被害者の損害賠償請求権を制限する趣旨である。

2. 6 第六条（民法の適用）

製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明示二十九年法律第八十九号）の規定による。

2. 6. 1 趣旨

本条は、本法が過失責任主義に基づく民法の不法行為責任制度に加えて、新たに欠陥を責任原因とする不法行為責任制度である製造物責任制度を導入するものであって、民法の不法行為責任制度の特則となるものであり、本法に特段の定めがない事項については、民法の規定が適用されることを明らかにしている。

民法の規定によるところとなる規定の例としては、①過失相殺（民法 722条2項）、②複数の責任主体の関係（民法 719条）、③損害賠償の方法（民法 722条1項、417条）などがある。

2. 7 附則（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

2. 7. 1 施行期日等（第1項）

（1）「この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し」
の意義

附則第1項においては、本法の施行期日を公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行後に製造業者等が引き渡した製造物について適用することを規定している。

周知・対応準備期間については、製造物責任という概念が我が国では全く新しいものであること、裁判規範のみならず行為規範としても機能するものであり、社会一般に広範な影響を与えるものであることから、早い段階から関係者に新しい制度の内容の周知及び対応準備のための期間を示すという観点から、期間を法律の附則で確定するとともに、その期間を1年としたものである。

これにより、本法は平成7年7月1日から施行されることになる。

6省1庁による解説中の趣旨は上記の通りである。

3. 製品開発

3. 1 テレビ出火訴訟

3. 1. 1 事件の概要

1986年から1987年6月までに約84,000台生産された松下電器制 TH-21SI 型の21型カラーテレビが出火。原告は大阪府八尾市の建設会社、太子建設工業株式会社（畑本 登社長）。1988年3月8日15時50分頃に火災が発生、同社事務所約40平方メートルを全焼した。同テレビは同社の代表者の友人から寄贈されたもので購入して8ヶ月しか経過していなかった。火災の発生時には主電源がコンセントより ON の状態にあるがリモートコントロール映像・音声を切った状態で、受像状態にはなかった。同テレビが設置された応接室の隣接の部屋で執務していた社長が応接室より、異常な物のはじける様な音を察し、応接室の様子を確認したところ、テレビ本体後部より黒煙の発生を認め119番に通報し、直後電源コードをコンセントより引き抜き電源を OFF に、その時コンセントは熱を帯びてはいなかった。当社員はその時、念のためプレカーを切り重要書類等を携帯の上、屋外に避難した。テレビは全く原形をとどめず、テレビ設置の床カーペットには深く焼けた部分はない。かかる結果から「テレビの欠陥による出火が原因で事務所が全焼した」として、テレビ製造元の松下電機産業を相手に、製造物責任を問い約730万円の損害賠償を求めた。

3. 1. 2 判例の概要

1944年3月29日 大阪地方裁判所水野 武裁判長は、家電等の工業製品の製造物責任について「製品の欠陥が認められれば、製造者の過失が推定される」との初判断を示したうえで、判決はまず、火災の原因について、目撃証言や、焼け跡の状況、他の原因を否定する消防署の報告書などから「火災はテレビ本体の発火による」と認定。「不正に使ったため電源コードから火が出た」との

松下側の主張を退けた。

次に、テレビのような規格化された工業製品の製造物責任について、利用方法に問題がない場合、「社会通念上、製品に要求される安全性を欠き、相当に危険なら欠陥があるというべき」で、「欠陥が立証されれば、製造業者に過失があったと推定できる」とした。

また、水野裁判長は「利用者はそれ以上、欠陥原因など具体的内容を解明する責任は負わず、製造者が責任を免れるにはこの推定を覆す必要がある」と述べた。

そのうえで、問題のテレビが購入から約八ヶ月後に通常の利用で発火したことから「テレビには欠陥が認められる」と判断。

「松下側が原因を解明していない以上、欠陥のある製品を流通させた過失が推定される」と結論付け、約440万年の支払を命じた。

3. 2 今後の開発における対応

本法では、第四条免責事由で企業が製品を出荷する際、その時点での科学・技術水準では欠陥の予測が困難と立証されれば免責となる「開発危険の抗弁」「部品・原材料製造業者の抗弁」を認める一方で、大阪地方裁判所は2. 2で挙げた製造物の定義を踏まえ「製造の欠陥が認められれば、製造者の過失が推定される」判断は「本法かより企業寄り」という批判、消費者救済の実効性の向上から、特に「推定規定」について証明負担軽減のための判例となる。

3. 3 水処理メーカーの対応

市場には、浄水器、整水器、高度水処理装置など約130種以上の商品が出回っている。警備補償会社セコム（東京）の「セコム安全水ホームユニット」でつくられた試飲用の「セコム安全水」には規制値以上の一般細菌*¹⁾約1万个以上が検出されたこと（朝日新聞、1994、3、17）、又、商品テストしたほ

新製品の開発（第5報）

とんどの浄水器，イオン整水器で，使用開始後まもなく水道水の水質基準を超える雑菌が繁殖することが分かったと国民生活センター（東京都港区）発表（1994，11，7）。1994年9月20日に不渡りを出し，事実上倒産したジャンニックス（神奈川県厚木市）。同社はアルカリイオン整水器を主力製品として急成長をなし，1993年度には77億円を売り上げ，店頭公開を計画までした企業である。負債総額は56億円和議で再建を目指している。

アルカリイオン整水器は，器内にカルシウム源であるグリセロリン酸カルシウムあるいは乳酸カルシウム（食品添加物）などを容器に入れて設置し，水道水を通して，更に通電することにより食品添加物が電気分解を受けて酸性水とアルカリ性水を生成する。アルカリ性水は飲むと，不足気味なカルシウムの摂取が出来，体質改善，胃腸への制酸効果があり，酸性水は非飲用でアストリゼン効果があるとして化粧水やまな板などの殺菌に使えと云う謳い文句で販売されていた。ちなみに日本人の1日のカルシウム摂取目標は800mgが望ましいこと。制酸効果が期待出来る量は1日20ℓ以上飲む。一方，日本で肌に良いと云われる温泉のほとんどは弱アルカリ性温泉で，酸性温泉は皮膚病の治療などに有効とされ，謳い文句とは若干異なる。

この様なトラブル，一般細菌の問題，効用の問題などは少し科学を勉強すれば充分理解できる事でもあるし，当該分野の専門家あるいは研究者であれば充分予見されることでもある。現時点では一般細菌であるため即座に健康を害するとは考えにくい，たまたま，汚染が一般細菌であったため事故とはならなかったが，それが病原性細菌例えば大腸菌等であれば明らかに本条，第二条，第三条，第四条などに抵触すると考えられる。

しかし，最近，同様な商品が改善されることもなく広告でアピールしている。かかる行為は消費者に対する背信行為でもある。メーカーは目の利益のみを追求するのではなく，本条第一条の目的に合致した製品造りを目指すべきである。

4. おわりに

今回、テレビの出火事故、浄水器、アルカリイオン整水器の一般細菌汚染、効用の不確定さなどについて検討したが、特に、浄水器アルカリイオン整水器については、一般細菌ではなく病原性細菌の場合であれば、明らかに製造物責任法に抵触する。後者については設計の段階から改善努力し、より完成度の高い製品を製造すべきである。

- * 1) 水道法では一般細菌は100個以下/1 ml 中、大腸菌群は検出されてはいけないと定められている。